

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準)</p> <p>第2条 法第51条の飲食店営業等の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条の営業のうち第1号から第3号まで、第10号、第12号及び第14号に掲げる営業であって、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に施設を設け、営業の場所を移動する形態のもの（以下「移動食品営業」という。）の施設の公衆衛生上必要な基準は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(営業施設の公衆衛生上必要な基準)</p> <p>第2条 法第54条の規定により条例で定めることとされている営業施設の基準については、この条例（この条例の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に別段の定めがあるものを除き、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）（省令の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。</p> <p>(営業施設の公衆衛生上必要な基準の別段の定め)</p> <p>第3条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条第4号に規定する魚介類販売業であって、自動車に施設を設け、営業の場所を移動する形態のものの施設の公衆衛生上必要な基準は、政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合の基準をもって、その基準とする。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の基準は、法第52条第1項の許可（以下「許可」という。）に</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の基準は、法第55条第1項の許可（以下「許可」という。）に</p>

ついて、営業の形態その他の状況により知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、適用しない。

(営業許可証の交付等)

第4条 [略]

2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第51条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。

(営業の廃止等の届出)

第5条 許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、営業を廃止し、30日以上休止し、又は休止した営業を再開したときは、規則で定めるところにより、当該営業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(死亡等の届出)

第6条 許可業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき(法人にあっては、解散したとき)は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の届出義務者(法人にあっては、清算人)は、当該許可業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日(法人にあっては、解散の日)から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第53条第1項の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可業者の地位を承継する場合は、この限りでない。

(手数料)

第8条 別表第3の事務欄に掲げる事務につき、名称欄に掲げる手数料を徴

について、営業の形態その他の状況により知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、適用しない。

(営業許可証の交付等)

第5条 [略]

2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第54条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。

3 第1項の営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を知事に申請することができる。

4 第1項の営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を知事に申請することができる。

(死亡等の届出)

第6条 許可を受けた者又は法第57条第1項の規定による届出をした者(以下「許可業者等」という。)が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき(法人にあっては、解散したとき)は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の届出義務者(法人にあっては、清算人)は、当該許可業者等が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日(法人にあっては、解散の日)から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第56条第1項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可業者等の地位を承継する場合は、この限りでない。

(手数料)

第8条 別表の事務欄に掲げる事務につき、名称欄に掲げる手数料を徴収す

収する。 2 [略]	る。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条関係）

事務	名称	金額
法第26条第1項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が行う食品等の検査	検査命令に基づく検査手数料	岩手県環境保健研究センター検査等手数料 条例（昭和44年岩手県条例第19号）別表に定める食品成分規格検査、添加物、器具、容器、包装及び原材料の規格検査及び食品成分検査に係る額と同額の金額
法第48条第6項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	1件 150,000円
法第48条第6項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	1件 90,000円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	新規 1件 18,000円 継続 1件 16,200円 臨時（営業が一時的であって、かつ、施設が簡易なもの） 1件 9,000円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請手数料	新規 1件 10,000円 継続 1件 9,000円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	新規 1件 11,000円 継続 1件 9,900円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	新規 1件 11,000円 継続 1件 9,900円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規 1件 23,000円

業の許可の申請に対する審査		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	新規	1件	11,000円
		継続	1件	9,900円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円

法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規	1件	18,000円
		継続	1件	16,200円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	新規	1件	18,000円
		継続	1件	16,200円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規	1件	30,000円
		継続	1件	27,000円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	1件	30,000円
		継続	1件	27,000円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円
		継続	1件	20,700円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	新規	1件	16,000円
		継続	1件	14,400円
法第55条第1項及び政令第35条の規定に基づく添加物製造業の許	添加物製造業許可申請手数料	新規	1件	23,000円

可の申請に対する審査		継続	1件	20,700円
第5条第3項の規定に基づく営業許可証の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料			2,000円
第5条第4項の規定に基づく営業許可証の再交付	営業許可証再交付手数料			2,500円

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定の適用がある場合には、この条例による改正後の食品衛生法施行条例第2条から第4条までの規定は適用せず、この条例による改正前の食品衛生法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第2条、第3条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第2条第1項及び第3条中「法」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法」と、改正前の条例第2条第2項中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」とする。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条の規定により営業の休止の届出をし、同条の規定によるその営業の再開の届出をしていない同条に規定する許可営業者は、その営業を再開したときは、同条の規定の例により、知事に届け出なければならない。